

## 第38回 放送番組審議会議事録

- 1 開催年月日 2019年(令和元年) 5月15日
- 2 開催場所 〒243-0111 神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬940番地の25  
宮ヶ瀬レイクサイドエフエム放送機構株式会社 本社
- 3 委員出席 委員総数 5名 出席委員数 3名

## 4 議事

## 審議内容

## 第1議案

「ラジオきよかわだより放送時間削減」について

本年4月1日より、地方自治体清川村提供の村政広報番組「ラジオきよかわだより」の放送回数が、1日4回が1日1回(12時30分)の1回のみとなった。

「清川村からどのような話があったのか。」「公衆が瞬時に情報を入手するには、以前は、テレビ、ラジオが中心だったが、スマートフォン、携帯電話をはじめとするSNSの普及などにより、情報入手の方法も多様化され、政府が、気象・災害情報同様、公報、広報等においても、それぞれのメディアで発信し、ひとつのメディアにおいて、より多くの接触時間を求める方向性と逆行しているのではないか。」との委員からの発言があった。

放送局長等からは、清川村からは、予算の縮小と、放送回数が多すぎないかとの指摘を受け、また、過去、委員に配布いたしました清川村からの質問事項等についてのやり取りの文書(回答や提案)につきましては、清川村からの正式な話し合いや文書での返事もなく、その後、清川村の担当職員等から立ち話程度の時に、同様の話があり、放送局では、公的な機関の調査発表でも、ラジオの特徴として「聴き流す」ことが多く、できるだけ放送回数を増やし、村民、来訪者等の耳に届くようにこの考えを伝えたが、厳しい回答だった。また、神奈川県唯一の村にあるコミュニティ放送局として、住民のみならず来訪者にも村の魅力を伝えるため、開局以来、数多くのイベント会場からの中継放送等を無料で行ってきたが、これも理解されなかったものと受け取っている。とあった。

これを受け、委員より、「清川村で起こったことも、他の地方自治体からのSNS情報の方が早く届く(2時間近く差がある)ことを見聞しても、清川村は、新しいものには対応できず、内容より、すべて金額なんでしょうね。」との発言があった。

## 第2議案

「放送法第6条第5号の報告」について

前回の審議会開催以降、訂正放送等に関し、報告する事項はない。

また、放送番組に関して申し出のあった苦情その他の意見は、ありませんでした。

- 5 審議機関の答申または意見に対してとった措置の内容及びその年月日  
(答申又は意見の内容及びその年月日を併せて記載すること。)
- 6 審議機関の答申または意見の概要の公表  
公表年月日 令和元年 6月 3日
- 7 その他参考事項  
本年6月 清川村において、総務省 関東総合通信局による実態調査が実施される予定なので、ご意見、ご要望等あれば、承りたい旨あった。